

## 西精工株式会社を認定！（3回目）

徳島県内  
第35号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第35号として、西精工株式会社を平成26年9月2日付けで認定しました。3回目の認定を受けた企業は徳島県内では初です。

くるみんマークの認定を複数回受けるには、認定を受けた前回の行動計画に掲げた目標を上回る目標や異なる両立支援の目標を達成する必要があります。また、男性の育児休業取得者が継続して出ているということであり、社内で両立支援対策が確実に定着していることの証ともいえます。



次世代認定マーク「くるみん」

### 西精工株式会社の取組の概要

#### 1 行動計画の期間

平成23年8月1日～平成26年7月31日までの3年間

#### 2 行動計画の目標

- ① 計画期間内において、育児休暇取得状況を次の水準以上にする  
男性社員…計画期間内に1人以上取得する  
女性社員…取得率90%以上を維持する
- ② 子どもが生まれる際の父親の配偶者出産休暇制度の周知を行い、対象者の取得率90%以上を目指す
- ③ 年次有給休暇の取得促進
- ④ 計画期間内に定期的にインターンシップを実施する
- ⑤ 地域の子どもを対象とした「ものづくり教室」を実施する

#### 3 取組結果

- ① 男性社員は1名が育児休業を取得（7日間）。女性社員の取得率は100%。
- ② 配偶者出産休暇の取得を呼びかけるための「もうすぐパパになる方へ」を新たに作成し、対象者に個別に配布し取得促進を行った。取得率は94.4%であった。
- ③ リフレッシュ休暇を確実に取得するよう予定表を回覧することとした。これによりリフレッシュ休暇取得率は100%、年次有給休暇の取得日数は一人当たり年間11日となった。
- ④ 平成23年度より、障害者のインターンシップ受入を毎年定期的に変更することとした。
- ⑤ 平成24年11月、佐古小学校から児童の工場見学を受け入れた。

#### 4 その他の先進的取組

- ① 育児休業は理由を問わず1歳6か月まで取得が可能。
- ② 子の看護休暇は子の人数に関わらず1年間につき10日間まで取得が可能。
- ③ 育児のための短時間勤務制度は、子が小学校就学の始期に達するまで利用可能とし、1日の所定労働時間を6時間とする制度だけでなく30分単位で短縮することができる制度も整備。
- ④ 半日単位で取得が可能な「半日有給休暇制度」を導入しており、原則は1人1か月3回まで取得を可能としているが、育児が取得事由の場合は回数に制限なく利用が可能。
- ⑤ 配偶者出産休暇については、出産時以外でも利用が可能。